

地域を支えるNPO支援事業補助金交付要綱

令和2年8月11日制定
特定非営利活動法人宮崎文化本舗

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年度のみやざきNPO・協働支援センターの運営受託団体である特定非営利活動法人宮崎文化本舗（以下「センター運営受託者」という。）が、県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人（以下「補助事業者」という。）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な物資の調達や新しい生活様式に対応するための補助金を交付する事業について、必要な事項を定めることにより、補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる補助事業者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人であること。
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条に違反していないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (4) 補助事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) 県税に未納がないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 補助事業者は、補助金の交付申請及び実績報告を、当該年度の2月26日までにセンター運営受託者に対して行わなければならない。

2 前項の補助金の交付申請及び実績報告は、別記様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 領収書の写し

※1 令和2年4月1日以降の領収書が対象となります。

※2 領収書の宛名は原則“団体名”もしくは“法人代表者名”ものに限りません。

(2) 振込口座の通帳の写し（支店名や口座名義人が確認できるもの）

※1 表紙と開いた1ページ目の写しをお願いいたします。

(交付決定及び交付額の確定)

第5条 センター運営受託者は、前条の規定により交付申請及び実績報告があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行い、補助事業者へ通知する。

(補助金の交付方法)

第6条 この補助金は、精算払により交付する。

(補助金の経理等)

第7条 補助事業者は、この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、センター運営受託者の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

(補助金の返還)

第9条 センター運営受託者は、虚偽又はその他の不正行為により補助金の交付を受けた者に対して、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他の必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、センター運営受託者が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行し、宮崎県地域を支えるNPO草の根活動支援事業費補助金交付要綱に適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費補助率等

補助対象経費	補助率・補助額
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関して、令和2年4月1日以降の物資の調達や新しい生活様式に対応するために要する経費 ※他の補助金や助成金などの交付を受けているものは対象外 ※消費税及び地方消費税は対象外</p> <p>（対象となる例） タブレット端末、非接触型体温計、消毒液、マスク及びビニールカーテン等の購入に要する経費、換気設備の工事に要する経費 など</p>	<p>○ 補助率：10分の10以内 ○ 補助額：5万円以内（1法人当たり）</p>